

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所 原子炉施設保安規定の変更に関する審査結果

原規規発第 2303061 号
令和 5 年 3 月 6 日
原子力規制庁

I. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、令和 4 年 12 月 9 日付け令 04 原機（科保）122 をもって、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 3 7 条第 1 項の規定に基づき申請された国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉施設保安規定の変更認可申請書（以下「本申請」という。）が、原子炉等規制法第 3 7 条第 2 項第 1 号に定める試験研究用等原子炉の設置又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当するか、また、同項第 2 号に定める核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上十分でないものであることに該当するか審査した。

なお、原子炉等規制法第 3 7 条第 2 項第 2 号に定める核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上十分でないものであることに該当するかについては、廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準（原管廃発第 13112714 号（平成 25 年 11 月 27 日原子力規制委員会決定）。（以下「審査基準」という。））を基に判断した。

審査の結果、本申請は、原子炉等規制法第 3 7 条第 2 項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容については以下のとおり。

II. 申請の概要

本申請は、廃止措置段階にある JRR-4 原子炉施設の燃料を全て米国に返還したことに伴い、施設の管理を合理化するため、JRR-4 の利用施設の保守に関する業務の施設管理者を、利用施設管理課長から JRR-4 管理課長に変更するものである。

III. 審査の内容

III-1. 原子炉等規制法第 3 7 条第 2 項第 1 号

規制庁は、本申請について、廃止措置を行う者の職務及び組織について、試験研究用等原子炉の設置又は変更の許可を受けた本試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項と整合していることを確認したこ

とから、原子炉等規制法第37条第2項第1号に定める試験研究用等原子炉の設置又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当しないと判断した。

III-2. 原子炉等規制法第37条第2項第2号

規制庁は、以下のとおり、本申請について適用される試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和32年総理府令第83号。以下「試験炉規則」という。）第15条第2項第4号に関する審査基準を満足していると判断したことから、原子炉等規制法第37条第2項第2号に定める災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。

1. 試験炉規則第15条第2項第4号（廃止措置を行う者の職務及び組織）

試験炉規則第15条第2項第4号に関する審査基準は、廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていることを求めている。

規制庁は、利用施設管理課長の職務であった JRR-4 の利用施設の保守に関する業務を JRR-4 管理課長の職務として定められていること及び保安のために講ずべき措置に必要な組織に変更はないことを確認したことから、試験炉規則第15条第2項第4号に関する審査基準を満足していると判断した。